

古河市



空き家対策



管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜！



空き家リポーター
「りのにゃ〜」

株式会社サイネックス



不動産売却をお考えの方ご相談ください

売却物件 大募集!

土地・一戸建て・マンション・事業用物件・アパート

査定 ASSESSMENT 買取 PURCHASE 相続 INHERITANCE 売却 SALE



- 近隣には知られずに売却したい
- 今すぐにでも現金化したい
- まだ住宅ローンが残っているけれど売却したい
- 相続をしたけれど維持管理できないので処分したい
- 空地、空家を所有しているけれどこれから年をとっていくと管理ができなくなる

このようなお悩みがお客様から多数寄せられています

ご相談・査定依頼はこちらから簡単にお申込できます!



（お申込みフォーム）

秘密厳守

相談無料



©U/F・S・A・A

茨城県知事(3)第6776号
センチュリー21 タチキカックス

〒306-0226 茨城県古河市女沼 319-9
TEL:0280-23-6590 FAX:0280-23-6591
HP/https://www.tachikicax.co.jp/

センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。



もくじ | Contents |



Chapter

- 1 「空き家」放置していませんか? 2
- 2 空き家について考えてみましょう! 4
- 3 空き家にしないためには 6
- 4 判断力が低下する前に 7
- 5 空き家を所有することになったら 8
- 6 空き家を管理する場合には 9
- 7 空き家を使用する予定がない場合には 10
- 8 売却のこと 12
- 9 賃貸のこと 13
- 10 解体のこと 14
- 11 空き家バンク 15
- 12 古河市補助金について 16



古河市 空き家対策

令和5年8月発行

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

| | |
|------|---|
| 発行 | 古河市/株式会社サイネックス |
| 制作 | 株式会社サイネックス 東京本部 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3 TEL.03-3265-6541(代表) |
| 広告販売 | 株式会社サイネックス つくば支店 〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2 TEL.029-858-0570 ※掲載している広告は、令和5年7月現在の情報です。 無断で複写、転載することはご遠慮ください。 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 |

茨城県知事許可(2)第7130号(創業40年)

有限会社 常陽企画

空き家・空地及び相続のご相談は、
空き家相談士、相続診断士がいる当社で



TEL 0280-32-8977
FAX 0280-32-8559

古河市本町2-1-33

「空き家」放置していませんか？

空き家は…個人の資産になります。空き家の所有者（または管理者）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任があります。

🏠 どうして…空き家放置のリスク

空き家の放置は、周辺地域の生活環境に危険と悪影響を及ぼす恐れがあります。強風等による屋根や外壁材等の落下や飛散、建物・ブロック塀等の老朽による倒壊などにより、他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を問われることがあります。空き家を適切に管理しなかった場合、市から指導を受けます。指導を受けたにもかかわらず改善しなかった場合は、勧告がされ空き家の敷地は固定資産税の住宅用地特例がうけられなくなります。



広告

当協議会は古河市と「空き家問題」に関して連携協定を締結しています。



一般社団法人
全国空き家アドバイザー協議会
茨城県古河支部

空き家課題
トータルコンサルタント

| | | | |
|----|----|---------|-----|
| 売買 | 賃貸 | 利活用 | 片付け |
| 解体 | 相続 | リノベーション | |

※アドバイザーは司法書士・行政書士・建築士・不動産屋さん・解体屋さんです。

【事務局】〒306-0231 茨城県古河市小堤277-3
TEL 0280-98-3465 FAX 0280-98-3464 携帯(事務局長) 090-8442-6603



その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適切な管理は欠かせません。

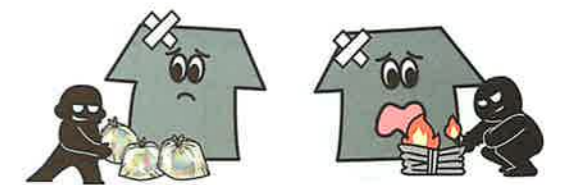


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となったり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④老朽化により建物が倒壊したり、建材などが飛散する

屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにけがをさせてしまう

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にけがをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤庭木や雑草が生い茂り、隣の家や道路に越境してしまう

庭木や雑草はどんどん成長します。樹木の伐採は高額な費用がかかります。定期的な手入れが難しい場合は、樹木を処分し雑草が生えないよう除草シートを張るなど対策をしましょう。

広告

当協議会は古河市と「歴史的建築物の活用」に関して連携協定を締結しています。

一般社団法人 茨城県古民家再生協会



JAPAN KOMINKA ASSOCIATION

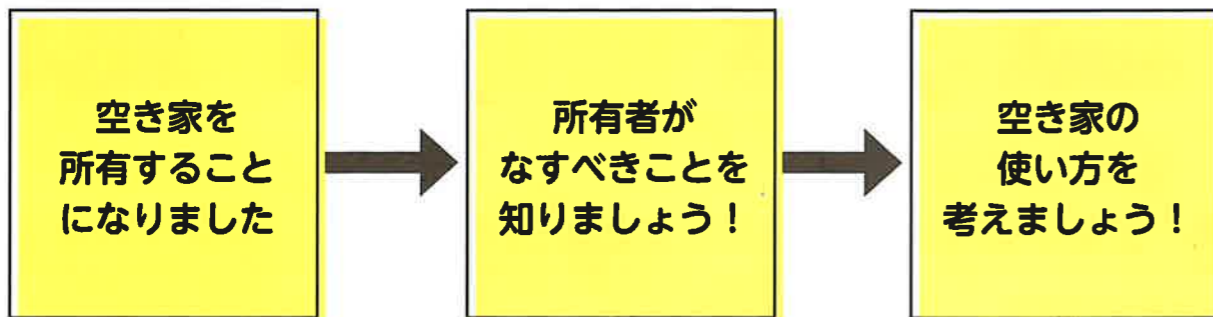
- 古民家再生総合調査(古民家鑑定・伝統耐震診断・床下インスペクション)
- 古民家再生・古民家移築・古材再利用
- 古民家のことならお気軽にお問い合わせください。

〒306-0231 茨城県古河市小堤277-3 TEL:0280-98-3465 携帯:090-7173-1899
HP <https://www.kominka-ibaraki.com/>

空き家について考えてみましょう！

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは何ですか？



知らないことが多いわ！



空き家の所有者には法的に管理責任があります！

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

P2,3参照

家財処分、相続、税金等について知しましょう！

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P6~11参照

当面そのままにする

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。

P8~11参照

売る 貸す

有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P10~13,15参照

解体する

壊すことも管理の一つ！

「管理不全な空き家になり、近隣の方に迷惑をかけてしまった」となる前に、空き家の解体をご検討ください。

P14参照

広告

農地・空き地・山林・空き家・賃貸管理・リフォームなど 土地や建物のお悩み解決をお手伝いします！

古河市で空き家の処分でお悩んでいる方、
空き家を相続された方は是非ご相談ください。
不動産の相続から活用の事、一緒に考えます。

専門の 空き家管理士 の資格と経験がある弊社にお任せください。

お気軽にご相談ください。
☎ 0280-76-8282



公栄住宅株式会社 茨城県知事免許第4278号
<https://koeijutaku.jp/>



本社 茨城県古河市上片田387-2
TEL 0280-76-8282 / FAX 0280-77-1667
4号バイパス店 茨城県古河市上片田839-7
TEL 0280-77-3131 / FAX 0280-77-3131



空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



家族で話し合いをしておこう。

できることならお子さんたちが揉めることなく円満に相続してもらいたいですよね。そのためには事前に家族で話し合っておくことが最善です。

エンディングノートを活用する、遺言状を残すなどの検討をしてください。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



家財道具の整理をしよう

空き家の売却・賃貸・解体など、いずれの場合でも家に残している家財の整理は必要です。一気にやろうとすると、時間も費用もかかりますので、日頃から断捨離を心がけましょう。

また、自分で整理しようとする、思い入れがあって片付かないことも多いと思います。不要品処分や生前整理を請け負ってくれる業者もありますのでご検討ください。依頼する場合は、複数の業者から見積りをとって依頼しましょう。



判断力が低下する前に

判断力がないとみなされると、行政手続き、預貯金の引き出し、不動産の売買等、資産管理や活用ができなくなります。家族に任せようと考えて何も対策をしないと、トラブルにつながることもあります。もしもの時に備え、資産の管理方法や対策を検討しましょう。

遺言書を書く

亡くなる前に所有者自身が、財産をどうするか遺言書を作成することにより明確にできます。公正証書遺言と自筆証書遺言等があります。



不動産を家族・親族に信託する(民事信託)

信託とは、自分の財産(不動産など)を信頼できる親族等に託し管理・運用や売却などの処分をってもらう制度です。認知症になった場合でも成年後見人を選任せずに、信託された人が自己の所有資産として自分が定めた目的に従って不動産を管理、処分することができます。



生前贈与

生前に自分の財産を相続人となる方などに贈与することです。本人が生前に自分の財産の行き先を決めることができます。*贈与税の対象となることがあります。

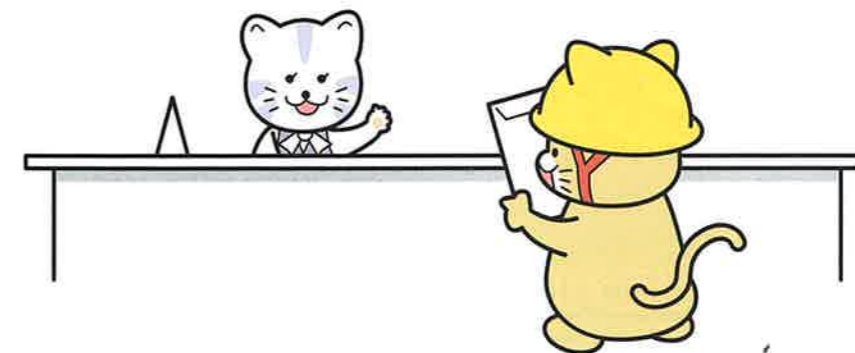


任意後見制度を利用する

任意後見人と契約を結び、判断能力が低下した後に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務の代理権を与える制度です。任意後見人を親族以外の第三者に依頼することも可能ですので、身寄りのない方が利用することも可能です。

相続人が誰もいない場合

不動産などの財産を相続する人が誰もいない場合、その財産が自動で国に帰属(寄付)されるわけではありませぬので、財産は行き場がなくなってしまいます。相続人不存在の空き家が放置されたまま、近隣の方に迷惑をかけているケースが多数あります。専門家(司法書士・弁護士等)にご相談のうえ、任意後見制度や民事信託、遺言書を残す等検討してください。



空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて



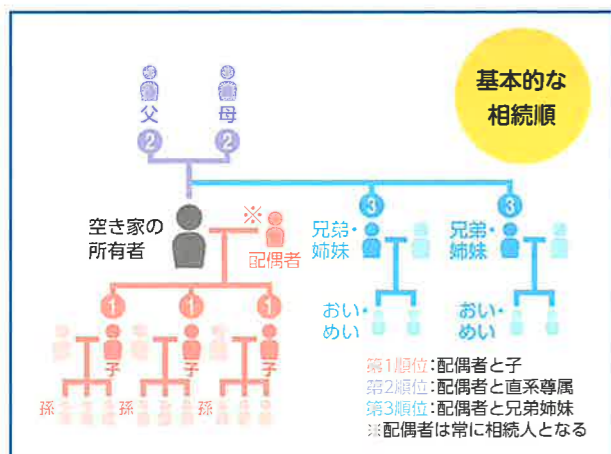
相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。



相続登記の申請の義務化 (令和6年4月1日～)

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされ、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

不動産名義変更・相続・遺産承継・遺言

和野聡司法書士・行政書士事務所

認定司法書士 特定行政書士

空き家についてのお困りごとやご心配事
お気軽にご相談ください!

TEL:0280-75-1310 FAX:0280-75-1309

古河市尾崎2360(駐車場は事務所の北側にあります)

国道125号線尾崎十字路

空き家を管理する場合には

適切な管理をして資産価値が下がらないようにしましょう。

空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度ですできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

| 作業項目 | 作業内容 | |
|--------------|------------------------------------|----------------------------|
| 通風・換気(60分程度) | すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転 | 建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう |
| 通水(3分程度) | 各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため) | |
| 雨漏りの有無 | すべての部屋に雨漏りがないかチェック | 大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう |
| 建物の傷み | 建物に傷んでいるところはないかチェック | |
| 設備の傷み | 水漏れなどがないかチェック | ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう |
| 草取り・庭木の剪定 | 草取り、越境している枝やつるの伐採 庭木の剪定・消毒 | |
| 敷地内清掃 | 敷地内の落ち葉やごみの清掃 | |
| 郵便物整理 | 玄関、ポストに投函された郵便物・配布物の整理 | |

遠方の場合など、自分で管理できない場合は、民間の管理代行サービスを利用しましょう。

広告

リフォーム&イノベーション
— 大工さんの石像のある会社です —

山中建設工業株式会社

〒306-0231 茨城県古河市小堤277-3
TEL 0280-98-3411 FAX 0280-98-4023
<http://www.yamanakakensetsu.com>

建物に関することならお気軽にお問い合わせください。

空き家を使用する予定がない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

建物は使用せずに放置していると劣化が速まり、資産価値が低下します。今後使用予定がない場合は、**資産価値の高い段階で売却や賃貸することを検討**しましょう。

売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのの一つの方法です。



売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

P12、13参照

売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、更地にすれば売却が進むことも。また、駅近の土地は駐車場にするなどの方法もあります。土地活用は、周辺の状況や関係法令などによって異なります。不動産業者等に相談しましょう。

P14参照



売却・賃貸のヒント

●この不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？
空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

●売却するのに費用負担が難しい場合には？
解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

●狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？
隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

●空き家所有者が認知症の場合には？
成年後見制度の利用を検討してみても…

●古くて貸せるか悩んでいる場合には？
固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

●貸すと返してもらえないか不安な場合には？
定期借家契約（契約期間を更新されることなく、契約で定めた期間で終了となる借家契約）で契約してみても…

●耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選別に役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

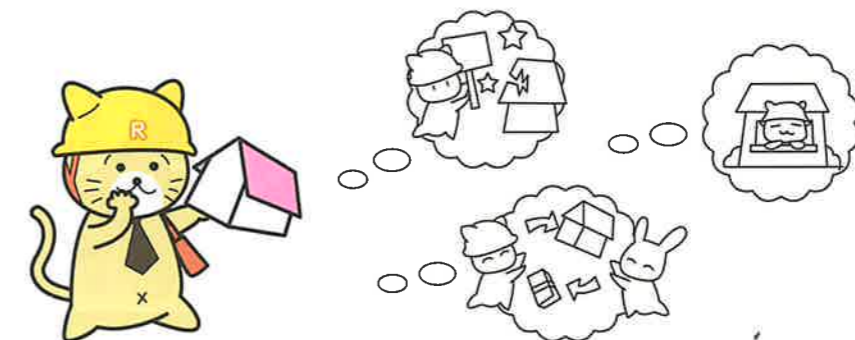
令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。※建物建っている場合は更地にし、10年分の土地管理費相当額の負担金納付が必要です。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

●空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。



不動産のことなら
お任せください！

アパート・土地・中古住宅・店舗



個別回収
承ります！

無料
売却査定
実施中！



ゴミのことなら
お任せください！

有限会社 **アンゼルス** ジャパン 茨城県知事(7)第5353号 古河市関戸1605-69 ☎0280-98-1000

売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの?

🏠 メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



🏠 デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者 不動産業者



- ① まずは不動産業者に相談**
売却条件をざっくりばらんに相談
- ② 物件調査**
売却予定物件を調査します
- ③ 価格査定**
物件を査定した価格が提示されます
- ④ 媒介契約の締結**
売却を依頼します
- ⑤ 広告**
販売活動を行います
- ⑥ 売買契約の交渉**
購入希望者と契約条件を交渉します
- ⑦ 売買契約の締結**
契約条件など合意ができたら契約
- ⑧ 売却**
売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者 不動産業者 建築士等



- ① まずは不動産業者に相談**
物件の調査も行います
- ② 物件調査(耐震診断等、安全性の確認)**
・昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、旧耐震基準の建物です。
・賃貸の場合は、耐震診断を受け、リフォーム等を検討しましょう
- ③ リフォーム**
見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼
- ④ 媒介契約の締結**
賃貸の仲介を依頼します
- ⑤ 賃貸契約の締結**
不動産業者の仲介により入居者と契約
- ⑥ 賃貸開始**
所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください

P16参照

広告

不動産を『売りたい、買いたい』の相談から外構工事のデザイン設計や施工まで、総合的にご案内しております。

相続不動産のご相談・ご売却 お任せください!!

空地 空家 農地 森林

・相続などのお悩み・土地の有効活用

相談無料 秘密厳守 迅速対応



不動産の事ならなんでもお気軽にご相談ください。

詳しくはHPをご覧ください→

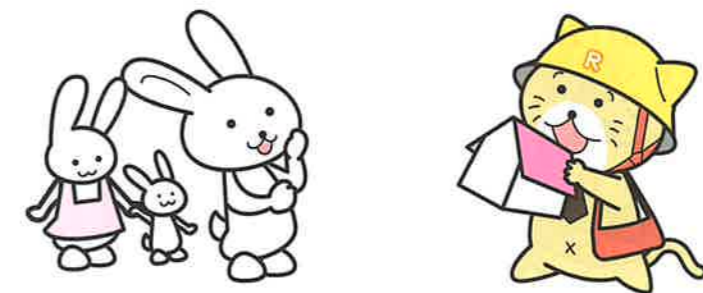


CLEAN ESTATE～快適な環境づくりをめざす

株式会社 クリーンエステート

TEL:0280-33-3275
茨城県知事免許(3)第6876号

国道125号線 上大野交差点角
営業時間:9:00~18:00 定休日:水曜日
〒306-0201 茨城県古河市上大野2238-2



空き家の解体のメリットは?デメリットは?

🏠 メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



🏠 デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます



👥 専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者 解体業者



① まずは解体業者に相談
見積り依頼を行います

② 物件調査 ③ 見積り
現地調査します 調査結果に基づき、見積書を作成します

④ 解体工事契約の締結
見積金額や内容を確認し契約します

⑤ 工事準備
施行計画や近隣対策などを行います

⑥ 建物内残存物の整理や処分
電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦ 近隣への挨拶
騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)

⑧ 解体
工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。

⚠️ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

P16参照

広告

解体工事ならおまかせください

- 信頼** 厳格な基準をクリア
- 安心** 環境に配慮した施工
- 実績** 創業62年の実績

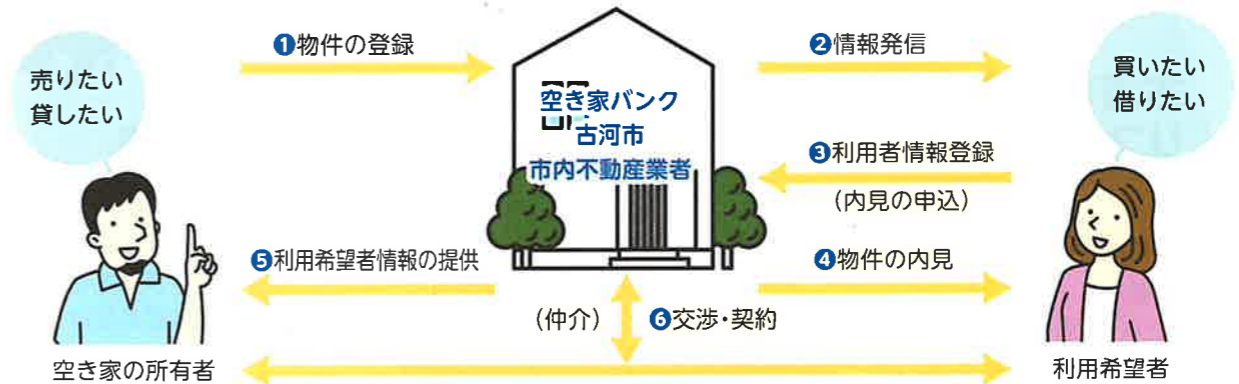


山本解体工業株式会社 〒306-0006 古河市平和町2-7 ☎0280-31-3502
 ✉yamamotokaitai@cyber.ocn.ne.jp FAX.0280-31-3304

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか?

🏠 空き家バンク制度とは

所有している空き家を、売りたい・貸したい人が物件を登録し、買いたい・借りたい人に情報提供する制度です。空き家バンクに登録した物件情報は、市のホームページ等に掲載し、広く情報発信をします。



物件登録の流れ

- ① 空き家バンク登録申込
- ② 物件調査・登録
- ③ 媒介業者決定・市HPに掲載
- ④ 媒介業者を介し利用登録者と交渉・契約
- ⑤ 物件引渡し

利用登録の流れ

- ① 利用登録申込
- ② 媒介業者を介し物件登録者と交渉・契約
- ③ 物件引渡し

※物件が成約した場合は、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
 ※大規模な改修が必要な空き家は対象外となります。



12 古河市補助金について

古河市空家等解体費補助金

対象となる空家

「特定空家等」または「不良住宅」で、次の(1)~(5)のすべての要件に該当するもの

- (1) 1年以上使用されていないこと
- (2) 不動産登記されている建物
- (3) 個人が所有するもので、営利目的でないもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないこと

対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 所有者またはその相続人(共有者や相続人が複数いる場合は、全員の同意が得られた場合)
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 古河市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までに該当しない方

補助金額

最大50万円(解体工事費の1/2)



古河市空き家等バンク リフォーム支援補助金

対象物件

古河市空き家等バンク登録物件であること

対象となる方

次の(1)~(7)のすべての要件に該当する方

- (1) 古河市以外にお住いで、空き家バンク登録物件を購入する方
- (2) 市税等の未納がない方
- (3) 市が実施する同様の補助制度による補助を受けていない方
- (4) 空き家所有者と購入者が2親等以内の親族でない方
- (5) 購入される空き家に住所を移し、引き続き10年以上居住する方
- (6) 世帯全員が、市内に別の空き家等を保有していない方
- (7) 古河市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までに該当しない方

補助金額

リフォーム費の50%(上限30万円)

古河市木造住宅 耐震診断士派遣事業

茨城県木造住宅耐震診断士を派遣します

対象

- 次の要件を満たす、市内に存在する一戸建ての木造住宅
- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの
- (2) 階数が2以下、延べ面積が30平方メートル以上のもの
- (3) 在来軸組構法・伝統的構法で建てられたもの
- (4) 過去にこの事業に基づく耐震診断を受けていないこと
- (5) 市税を滞納していないこと

診断方法

一般診断法を用いて目視により診断

診断費

無料

空き家に関する相談窓口

~~〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地~~
~~古河市役所 交通防犯課 空家対策係~~
~~TEL 0280-92-3111(代表) FAX 0280-92-3088~~

広告



地区最古の歴史と信用を誇る
(株)小野不動産建設 古河市本町二丁目5番2号
 NATURAL & HAPPY LIFE 宅地建物取引業 茨城県知事(11)第3020号 ☎ 0280-31-1121



306-0198 茨城県古河市仁連2065番地
 古河市役所 三和庁舎 営繕住宅課 空家担当
 TEL 0280-76-1511 (代) FAX 0280-76-1512